

国立大学法人群馬大学東京サテライトオフィス設置要項

平成30.12.19 制定

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に，本学の東京圏における教育研究活動及び社会貢献活動の拠点として，広く利用に供するため，国立大学法人群馬大学東京サテライトオフィス（以下「東京オフィス」という。）を置く。

(設置場所)

第2 東京オフィスは，東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター内に設置する。

(管理運営責任者)

第3 東京オフィスに管理運営責任者を置き，理事（研究担当）をもって充てる。

2 管理運営責任者は，東京オフィスの管理運営を統括する。

(使用者の範囲)

第4 東京オフィスは，次の各号に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学の役員及び教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の名誉教授
- (4) その他管理運営責任者が適当と認めた者

(事 務)

第5 東京オフィスに関する事務は，研究推進部産学連携推進課において処理する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は，学長が行う。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか，東京オフィスの使用その他運営に関し必要な事項は，理事（研究担当）が別に定める。

附 則

この要項は，平成30年12月19日から施行し，平成30年9月1日から適用する。